

精華町第2次人権教育・啓発推進計画

第1章 この計画について	
1. 計画策定にあたって	
(1) 人権に関わる社会動向	
(2) 計画の策定趣旨	
2. 計画の位置づけと計画期間	
(1) 計画の位置づけ	
(2) 計画期間	
第2章 基本理念と人権教育・計画推進の視点	
1. 基本理念	
2. 人権教育・啓発推進の視点	
第3章 人権問題の目標と方針	
1. 同和問題	
2. 女性	
3. 子ども	
4. 高齢者	
5. 障害のある人	
6. 外国人	
7. 患者等	
(1) エイズ(AIDS、後天性免疫不全症候群)	
(2) ハンセン病	
(3) 難病患者	
8. さまざまな人権問題	
9. 社会情勢の変化等により顕在化している人権に関わる課題	
(1) インターネット社会における人権問題	
(2) 個人情報の保護	
(3) 安心して働ける職場環境の推進	
(4) 自殺対策の推進	
第4章 人権教育・啓発の推進	
1. さまざまな場面での人権教育・啓発	
(1) 保育所・幼稚園	
(2) 学校	
(3) 地域社会	
(4) 家庭	
(5) 企業・職場	
2. 人権に特に関係する職業従事者に対する研修の推進	
(1) 役場職員・一部事務組合職員等	
(2) 教職員・社会教育関係者	
(3) 保健福祉関係者	
(4) マスメディア関係者	
(5) 消防職員	
3. 指導者の養成	
4. 人権教育・啓発資料等の整備	
5. 効果的な手法による人権教育・啓発の実施	
6. 調査・研究成果の活用	
7. 相談機関相互の連携・充実	
第5章 計画の推進	
1. 推進体制	
2. 進捗管理	

精華町第3次人権教育・啓発推進計画 体系案

第1章 はじめに	
1. 国際的な人権尊重の流れ	
2. 国内の動向	
3. 京都府の動向	
4. 精華町の人権教育・啓発に係る取組状況	
第2章 計画の基本的な考え方	
1. 計画策定の趣旨	
2. 計画の目標	
3. 人権教育・啓発推進の視点	
4. 計画の全体構成	
5. 計画の性格と期間	
(1) 計画の性格	
(2) 人権教育・啓発の定義	
(3) 計画期間	
第3章 人権問題の現状等と取組の方向	
1. 人権課題に対する取組（お互いに認め合い尊重し合う取組）	
○部落差別(同和問題) ○女性 ○子ども	
○高齢者 ○障害のある人 ○外国人	
○ハンセン病・エイズ(AIDS、後天性免疫不全症候群)・HIV 感染症・難病患者等	
○犯罪被害者等 ○ホームレス	
○性的マイノリティの人々 ○刑を終えて出所した人々等	
○北朝鮮当局による拉致問題等 ○さまざまな人権問題(アイヌの人々、婚外子、識字問題等)	
2. 課題横断的な人権課題に対する取組(社会情勢の変化等への対応)	
○インターネット社会における人権の尊重	
○感染症発生時における人権の尊重	
○個人情報の保護	
○安心して働ける職場環境の推進	
○自殺対策の推進	
○災害時における人権の尊重	
第4章 人権教育・啓発の推進	
1. あらゆる場・機会を通じた人権教育・啓発の推進	
(1) 就学前の教育・保育施設	
(2) 学校	
(3) 地域社会	
(4) 家庭	
(5) 企業・職場	
2. 人権に特に関係する職務従事者に対する研修等の推進	
(1) 町職員	
(2) 教職員・社会教育関係職員	
(3) 保健福祉関係者	
(4) 消防職員	
(5) メディア関係者	
(6) 企業・事業所関係者	
3. 効果的な手法による人権教育・啓発の実施	
(1) 指導者の養成	
(2) 人権教育・啓発資料等の整備	
(3) つながりを支え合うための効果的なしくみづくり	
(4) 調査・研究成果の活用	
第5章 計画の推進	
1. 計画の推進体制	
2. 国、京都府、近隣市町村、関係団体等との連携・協働	
3. 計画に基づく施策の点検・評価	